人とまち　「きずな」でつなぐ　元気な平生

平成24(2012)年

広報 ひらお

6 月号

No.1202

主な内容

2　*目安箱の“なかみ”をお知らせします*
情報公開、個人情報保護制度 運用実績

3　*国民健康保険税の税率（額）が変わります*
後期高齢者医療制度からのお知らせ

9　町長室の窓

10 － 11　まちの話題

16 － 17　情報伝言板

中央公民館の祭典

５月20日、第19回中央公民館まつりが開催されました。

勤労青少年ホームトレーニングルーム内のメインステージでは、公民館登録団体による歌や演奏、踊りなどのさまざまな発表が行われました。

また、館内や屋外には、関係団体によるバザーや体験コーナーなどが多数出店・出展され、来場された方々は楽しい時間を過ごしていました。

◇発行：平生町役場　〒742-1195　山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の１　☎0820（56）7111＜総務課＞
●ホームページ　【パソコン版】http://www.town.hirao.lg.jp/
【携帯電話版】http://www.town.hirao.lg.jp/mobile/index.html
（右の２次元バーコードを読み取り機能のついた携帯電話で読み取ることによりアクセスできます。）
● E-mail　hirao1@town.hirao.lg.jp

目安箱の“なかみ”をお知らせします

平成の目安箱は、平成 11 年から各公共施設に投函箱を設置し、町民の声を広くお聞きしようと発足させたもので「協働のまちづくり」の一役を担っています。

平成 23 年度の利用状況は、半数がメールによるもので、全部で 21 件の意見・提言が寄せられました。行政に対する提言や苦情をはじめ、町民の方々の真摯なお気持ちが寄せられるなど、大きな効果が出ていると判断しています。

寄せられた意見などについて、回答のできるものは即刻担当から報告することとしておりますが、投稿者が不明のため回答できないものもあります。秘密は堅く守りますので、ホームページの「平成の目安箱」フォームメールからご意見などをお寄せになる場合も、ご自身のメールアドレスを記入されますようお願いします。

今後も双方向の意見交換ができるよう努めていきたいと考えていますので、この制度をご利用いただき、どしどしご意見をお寄せください。

また、町長と語る日「親しみトーク」も毎月第２水曜日の午後６時から開催していますので、町長との対話に積極的にご参加ください。

昨年度寄せられた主な意見

■ごみボックス購入の補助制度について質問
■農免道路の草刈り後の処理について苦情
■無料法律相談開設の要望
■水路の改善についての要望
■休耕田の管理に関する要望
■保育園・出先機関職員に対する苦情
■公民館駐車場の利用者以外の使用に対する苦情
■平生中学校前道路の交通安全に関する苦情
■震災ガレキ受け入れ反対要望
■上関原発計画の反対
　脱原発、代替エネルギーへ移行要望

目安箱が設置されている公共施設

●町役場本庁　●佐賀出張所
●中央公民館　●大野公民館
●曽根公民館　●老人福祉センター

※電子メールは、町のホームページ内の「平成の目安箱」からご利用ください。

■問合せ先　町役場総務課　☎（５６）７１１１

情報公開制度・個人情報保護制度

平成23年度　運用実績

情報公開制度

町政の透明性の向上と公正な運営を図るとともに、町民の町政への参加を促すことを目的として、平成14年10月から平生町情報公開条例を施行しています。

平成23年度におけるこの制度による運用状況は次のとおりです。

○公文書開示請求件数　10件

【処理状況の内訳】
開示したもの　1件
非開示としたもの　8件
該当文書が存在しなかったもの　1件

◆開示請求の内容
・公共下水道工事に関する設計書
・平生幼稚園屋根改修工事に関する設計書
・平生小学校普通教室棟建築工事に関する設計書
・戸籍謄本、住民票等職務上請求書
・中学校教科用図書採択に関する記録

個人情報保護制度

個人の権利および利益を保護することを目的として、平成15年度から平生町個人情報保護条例を施行しています。

平成23年度におけるこの制度の運用はありませんでした。

■問合せ先　町役場総務課　☎（５６）７１１１

国民健康保険税の税率(額)が変わります

国民健康保険制度は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように、加入者が国民健康保険税（以下「保険税」）を出し合い、お互いに助け合う制度です。この制度の財政については、加入者に納めていただく保険税と国や県からの負担金・補助金などで運営されており、その中でも保険税収入は重要な財源となっています。

しかしながら、近年、医療技術の高度化などにより医療費が増加傾向にあることに加え、依然として低迷する経済状況などの影響による保険税額の減少などにより、財源不足分を補うための貯金というべき基金も残りわずかとなり、国保事業（財政）の運営は非常に厳しい危機的状況となっています。

そのため、平成24年度の保険税の税率（額）を下表のとおり変更します。加入者の皆様には、平成23年度に引き続き、更なるご負担をおかけすることになりますが、国民健康保険事業の健全かつ安定的な運営に、ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ先　町役場税務課　☎（５６）７１１４

●平成24年度国民健康保険税率(額)

※上段の数字は変更前(平成23年度)の税率(額)

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分 (40～64歳の被保険者)
所得割	6.85% → **7.60%**	2.00% → **2.20%**	2.00% → **2.60%**
均等割	21,400円 → **23,200円**	6,300円 → **6,500円**	8,300円 → **9,000円**
平等割	21,000円 → **22,400円**	6,300円 → **6,500円**	5,200円 → **5,400円**
課税限度額 [変更なし]	510,000円	140,000円	120,000円

【所得割】
被保険者（加入者）の所得（収入）に応じてかかる税率（額）

【均等割】
被保険者（加入者）１人あたりにかかる税額

【平等割】
１世帯あたりにかかる税額

【課税限度額】
それ以上は課税しない税額の上限額

後期高齢者医療制度からのお知らせ

●保険証を更新します

現在発行している「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」の有効期限は7月31日です。

８月１日からご使用いただく新しい保険証（みどり色）は、７月下旬に簡易書留郵便でお届けします。現在お持ちの保険証（うすむらさき色）は、８月１日以降使えませんので各自で処分してください。（返却は不要です）

●点字シールについて

新しい保険証に、点字シール（封筒に「保険証在中」、保険証に「保険証」と点字を打刻）を貼ってお送りすることができます。希望される場合は、６月29日㈮までに町役場町民課へご連絡ください。

●通知書の送付について

本年度の保険料について、保険料額決定通知書（窓口支払いの人は納付書を同封）を７月中旬にお送りします。

納付方法および納期限が通知書に記載されていますのでご確認ください。

●口座振替の手続き

これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた人で、新たに後期高齢者医療制度に加入した人は、後期高齢者医療保険料について新たに口座振替の手続きが必要になります。町役場町民課または金融機関にてお申し込みください。

【申込みに必要なもの】
通帳、通帳の届出印、保険証

●年金天引きから口座振替へ

申し出により年金天引きから「口座振替」に変更することができます。申し出は随時受け付けていますが、10月分の年金から天引きを停止するためには８月２日㈭までの申し出が必要です。

※口座振替に変更すると、支払った保険料が口座名義人の社会保険料控除額に算定されるため、世帯全体で見たときに所得税・住民税が減額になることがあります。

■問合せ先
町役場町民課 保険年金班
☎（５６）７１１３
山口県後期高齢者医療広域連合
☎０８３（９２１）７１１１

７月29日㈰　山口県知事選挙

山口県知事の任期満了（平成24年８月21日）に伴い、次の日程で選挙が行われます。

●告示日　　７月12日（木）
●投票の日時　７月29日（日）
　午前７時～午後８時（佐合投票所は午後４時まで）
　※投票終了時に30秒間サイレンを鳴らします。
●開票の日時　７月29日（日）午後９時～［場所：町武道館］

投票できる人

平成４年７月30日以前に生まれた人で、平成24年４月11日以前に平生町に住民登録し、引き続き平生町に住所がある人

転入・転出した人の投票

・平成 24 年４月 12 日以降に県内の他市町から平生町に転入した人で、前住所の市町の選挙人名簿に登録されている人は、前住所の市町で投票できます。
・平成 24 年４月 12 日以降に平生町から県内の他市町に転出した人で、平生町の選挙人名簿に登録されている人は、平生町で投票できます。
※これらの場合、いずれかの市町が発行する「引き続き山口県内に住所を有している証明」が必要となります。投票前に証明書の発行を受け、投票の際に必ずお持ちください。

投票所

投票は、期日前投票などを除き、すべて決められた投票所で行われます。入場券に投票所の場所が記載されていますので、投票前にご確認ください。

曽根公民館の建替え工事に伴い、曽根投票所の場所は次のとおりとなりますので、ご注意ください。

【曽根投票所】
場所：平生中学校　体育館（１階）　柔剣道場

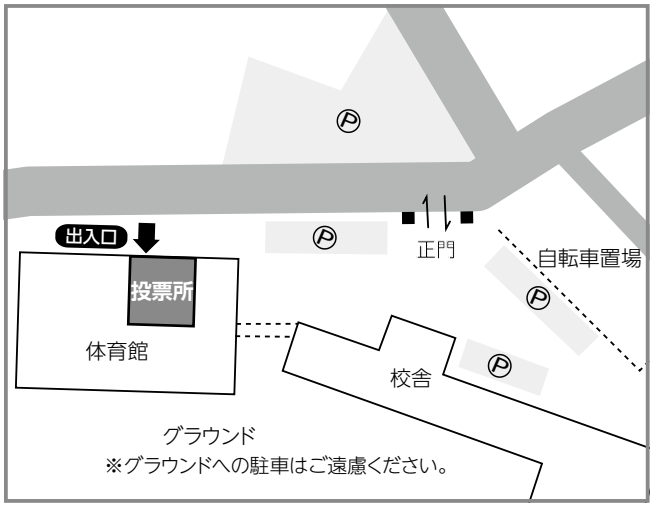

代理投票、点字投票

体が不自由なため、自分で投票用紙に記入することができない人は、係員に申し出てください。係員が代筆します。また、目の不自由な人は点字で投票することができます。

投票の秘密は厳守されますので、安心して申し出てください。

期日前投票

投票日に、仕事や旅行など何らかの事情で投票所に行けない人は、「期日前投票」ができます。

期日前投票の場所・期間・時間

■平生町役場本庁
７月13日㈮～28日㈯
午前８時30分～午後８時

■佐賀出張所［大字佐賀、小郡、尾国、佐合島の人のみ］
７月26日㈭～28日㈯
午前８時30分～午後５時

※お手元に入場券が届いていない場合でも、この期間内であれば投票できます。受付の際に係員に申し出てください。

不在者投票

●選挙期間中に出張などで町外に滞在される人
文書で申請を行えば、滞在地の選挙管理委員会で「不在者投票」ができます。

●入院、入所されている人
その病院、施設が指定施設であれば、病院長などに申し出て、その施設で「不在者投票」ができます。

●身体障害者手帳などの交付を受け、選挙管理委員会の発行する証明書の交付を受けている人
自宅で「不在者投票」ができます。

※これらの場合、投票用紙などの請求が必要ですので、早めに選挙管理委員会に申し出てください。
【請求期限】７月 25 日㈬

■問合せ先

平生町選挙管理委員会事務局（町役場総務課内）
☎（５６）７１１１

人・農地プラン

「人と農地の問題」について考えてみませんか？

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」により、5年後、10年後の展望が描けない農業地域が増えています。
みなさんの地域ではいかがでしょうか？
地域のみなさんで話し合って今後のプランを作り、実行していくことによって「人と農地の問題」を解決しましょう。
プランの作成や就農者の増加、農地の集積を応援します。
興味のある人は是非一度ご相談ください。

■問合せ先
町役場経済課　☎（56）7117

人・農地プラン＝「未来の設計図」

人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。集落・地域における話し合いによって、次のことなどを決めていただきます。

◎今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか
◎中心となる経営体へどうやって農地を集めるか
◎中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）

人・農地プランのさまざまなメリット

人・農地プランに位置付けられると、次のような支援を受けることができます。

新規就農者への支援

青年就農給付金（経営開始型）
自ら独立して農業を始める人、または農業を始めて間もない人への給付金
【給付額】150万円／年
【給付期間】最長5年間

青年就農給付金（準備型）※
道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・農業法人などで、農業技術などの研修を受ける人への給付金
【給付額】150万円／年
【給付期間】最長2年間

農の雇用事業※
農業法人などが新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する際の経費に対する助成金
【助成額】
最大120万円／年／人
【助成期間】最長2年間

農地の出し手への支援

経営転換協力金
【交付対象者】中心経営体による経営転換などをきっかけとする農地集積に協力していただく次の人
・土地利用型農業から経営転換する農業者
・リタイアする農業者
・農地の相続人
【交付単価】対象となる農地の面積に応じて1戸あたり30万～70万円

分散錯圃解消協力金
【交付対象者】中心経営体の農地の連坦化に協力していただく次の人
・隣接する農地の所有者
・隣接する農地を借りて耕作していた農業者
【交付単価】5千円／10a

農地の受け手への支援

規模拡大加算※
【交付対象者】農地利用集積円滑化事業により、面的集積して経営規模を拡大する農家
【交付単価】2万円／10a

認定農業者への支援

スーパーL資金の金利負担軽減
認定農業者の経営構想実現に向けた融資「スーパーL資金」について、貸付当初5年間の金利を無利子化

「※」の支援は人・農地プランに位置づけられていない場合も対象となります。

各種支援にはその他さまざまな要件などがあります。詳しくは、農林水産省ホームページでご確認いただけます。
http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi.html

「やまぐち森林づくり県民税」を活用した森林の整備

山口県では「やまぐち森林づくり県民税」を活用した次の事業を実施します。

荒廃したスギ・ヒノキの人工林や繁茂した放置竹林でお困りの人は、ご相談ください。

なお、事業対象の森林には一定の基準がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

◇公益森林整備事業
長期間放置され荒廃している36年生以上のスギ・ヒノキ人工林を対象に、40%以上の強度間伐を行います。

◇竹繁茂防止緊急対策事業
公共施設や住宅地周辺の繁茂竹林などを対象に、緊急的な伐採を行います。

■問合せ先　岩国・柳井農林事務所森林部 ☎0827（29）1565、町役場経済課 ☎（56）7117

委員募集　「平生町健康づくり計画　策定委員会」

町では、健康に暮らせるまちづくりを行うための基本理念を定める「平生町健康づくり計画（仮称）」の策定に向けた作業を進めています。

この計画を策定するにあたり、健康づくりの支援や疾病予防対策のあり方などについて、幅広く町民のみなさんの意見を反映させるため、策定委員会の委員を次のとおり募集します。

●**募集人数**　2名程度

●**職務内容**　「平生町健康づくり計画（仮称）」素案の作成

●**応募資格**　次のすべての要件を満たす人
①平成24年4月1日において20歳以上の人
②町内に在住する人
③健康づくりに関心があり計画策定に協力していただける人
④平日の会議に出席できる人
⑤この会において、政治的、宗教的または営利的活動をしない人
⑥町の他の審議会、協議会、委員会等の委員でない人

●**任期**　委嘱の日から平成25年3月末または素案の策定終了時点まで

●**募集期間**　6月14日㈭～7月5日㈭（郵送の場合、期間内の消印有効）

●**応募方法**　所定の申込書に、「わたしが考える健康づくりについて」をテーマとした作文（400字から800字以内、様式自由）を添え、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより、お申し込みください。

●**申込書設置場所**　町役場健康福祉課、町保健センター、佐賀出張所、各公民館
※町ホームページからもダウンロード可

■**応募・問合せ先**
町役場健康福祉課 保健班
☎（56）7141

狂犬病予防注射はお済みですか？

狂犬病予防法第5条により、犬の所有者は、生後91日以上の飼い犬に狂犬病予防注射を毎年1回受けさせなければなりません。まだ、お済みでない人がいましたら、次の手順で注射などの手続きを済ませてください。

動物病院（個人病院）で注射を受け、狂犬病予防注射済証をもらってください。注射代金は、自己負担となります。

狂犬病予防注射済証を町民課生活環境班に提出してください。

町から狂犬病予防注射済票を交付します。
・狂犬病予防注射済票代金　550円
※新規の場合は登録料　3,000円

■問合せ先
町役場町民課 生活環境班
☎（56）7113

重度心身障害者用福祉医療費受給者証

交付（更新）申請をお忘れなく！

町では、重度心身障害者を対象として、保険適用医療費の自己負担額を助成しています。

次の要件に該当し、現在受給者証の交付を受けていない人は申請手続きを行ってください。

また、すでに受給者証をお持ちの人は、有効期間が6月30日㈯で満了となりますので更新手続きを行ってください。

なお、本町では、県が実施している一部負担金制度は導入しておらず、保険適用医療費における自己負担は生じません。

●**要件（対象者）**
・障害年金1級、特別児童扶養手当1級などを受給されている人
・身体障害者手帳の1～3級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級などをお持ちの人

●**申請期間**
6月20日㈬～29日㈮　※新規申請は随時受付

●**申請場所**
町役場健康福祉課　※更新に限り佐賀出張所でも申請可

●**持参物**
印章、健康保険証、心身障害者手帳または年金証書等、受給者証をお持ちの人は旧受給者証（オレンジ色）
※平成24年度町民税額が本町で確認できない場合は、税額を証明する書類

●**所得制限**
扶養親族の数や年齢などにより制限額が異なります。詳しくはお問い合わせください。

■**問合せ先**
町役場健康福祉課 社会福祉班　☎（56）7115

環境月間

６月５日の「環境の日」を含む６月の１カ月間は、「環境月間」として全国各地でさまざまな環境問題への取り組みが行われています。この機会に、改めて「環境」について考え、行動してみませんか！

ごみの野外焼却（野焼きを含む）は禁止されています

家庭から出たごみ、会社から出たごみなど、ごみの種類にかかわらず、野外での焼却は禁止されています。野外焼却は、ダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因になりますので絶対にやめましょう。なお、違反者には罰則規定が適用される場合があります。

また、農林水産業を営むためやむを得ない場合など、例外として認められている焼却行為であっても、近所へ迷惑がかかるなど周辺の生活環境への影響が認められる行為は、中止していただく場合があります。

みなさんの快適で住みよい環境を維持していくために、家庭から出るごみは、分別・減量化に努め、生ごみなどを堆肥化する場合を除いて、定期収集に出されるようご協力をお願いします。

■問合せ先
町役場町民課生活環境班
☎（５６）７１１３

緑のカーテンコンテスト参加者募集

山口県では、緑のカーテンの取組がさらに広まるよう「緑のカーテンコンテスト」を開催します。ご家庭や職場などで作られた緑のカーテンの写真を募集しますので、皆様の応募をお待ちしています。

※詳細については山口県のホームページに掲載しています。
http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/ondan/green_curtain/index.html

■問合せ先
山口県環境政策課地球温暖化対策班
☎０８３（９３３）２６９０

児童手当現況届のご案内

平成24年３月末で「子ども手当」制度が終了し、４月から「児童手当」制度に変わりました。

支給要件および支給月額については、３月までの「子ども手当」と同じですが、６月分から所得制限が導入されます。所得制限額は扶養親族の数や年齢などによって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

対象者		月額	所得制限額以上の人
０～３歳未満		15,000円	5,000円（６月分から）
３歳～小学生	第１・２子	10,000円	
	第３子以降	15,000円	
中学生		10,000円	

児童手当現況届の提出について

受給者の養育状況や所得を確認するため、児童手当現況届の提出が必要です。該当受給者には６月初旬に現況届を発送しますので、６月中に必ず提出してください。

提出がない場合は、受給資格があっても手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

【手続きに必要なもの】
印章、健康保険証の写し（厚生年金等加入者のみ）

■問合せ先
町役場健康福祉課 こども班　☎（５６）７１１５

耐震改修・診断を補助します

町では、耐震化への取り組みを支援するため、木造住宅の耐震改修、公共的な建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助します。

木造住宅の耐震改修

昭和56年５月31日以前に着工した町内にある１戸建てで、３階以下の木造住宅（店舗などの用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が延床面積の２分の１以上を占めるもの）

・募集戸数（１戸当たりの補助金額）
１戸（改修経費の３分の２［限度額30万円］）

公共的な建築物の耐震診断

昭和56年５月31日以前に着工した、町内にある民間の保育所や病院など公共的な建築物

・募集戸数（１戸当たりの補助金額）
１棟（診断経費の３分の２［限度額100万円］）

●募集期間　７月２日㈪～31日㈫

※応募者多数の場合は抽選とし、募集戸数に満たない場合は、当分の間、募集を継続します。

※申請書は町役場建設課に備え付けています。なお、建物の所有者に町税の滞納がないなどの要件があります。詳しくは、事前にお問い合わせください。

■申込み・問合せ先
町役場建設課　☎（５６）７１１８

人権コラム

つながりぬくもり No.18
「あいさつの大切さ」

平生町人権教育推進協議会
（事務局：町教育委員会）

朝、「おはようございます。」という子どもたちの声が、地域や学校に響きわたっていきます。一日の始まりに明るく元気のよいあいさつが聞けることは、とても気持ちのよいものです。

相手の目を見て心をこめてあいさつができると、楽しい一日のスタートとなります。あいさつをされた側もうれしくなります。さらに、笑顔いっぱいのあいさつであれば、その場の雰囲気を和やかにし、人の心を幸せにしてくれます。

しかし、あいさつもせずに通り過ぎたら、どんな気持ちになるでしょうか。自分自身も相手も何となく嫌な気持ちをもったまま時が過ぎることになります。互いに親しくなりたいと思っていても、その距離を遠ざけてしまうかもしれません。

子どもの世界でも大人の世界でも、コミュニケーションが十分に取れていないために誤解が生じ、ときに不快になることがあります。お互いを知るためのきっかけとして、あいさつは大切なコミュニケーションづくりの役割を発揮してくれます。あいさつをすることで、相手の心を開かせ、心の距離を縮めて交流を深め、温かい人間関係が築かれていくと思われます。

「自分を大切にするとともに、他の人も大切にしていきましょう。」「自分がされてうれしいことは、みんなにもしていきましょう。」「自分がされて悲しいことは、みんなにもしないようにしましょう。」学校や各家庭で子どもたちに相手の気持ちを考えた思いやりのある言動の大切さを伝えるとき、このように話すことがよくあります。しかし、こうしたことは、子どもに限ったことではないと思います。むしろ大人自身が自分に問いかけてみる必要があるのではないでしょうか。

あいさつは、日々の生活の中で相手に対してすぐにできる思いやりの一つです。子どもたちの気持ちのよいあいさつを見習って、笑顔とともに、相手のことを考えたあいさつをしていきましょう。そこから始まる生活はきっと、一人ひとりが大切にされ、安心して過ごせるものになっていくことと思います。

一人ひとりが主役のまち“平生”
協働のまちづくり ④

■問合せ先 町役場総務課 地域活動推進班 ☎（56）7111

Thema
まちづくり条例と総合計画・町民憲章との違い？

「平生町まちづくり条例検討合同部会」では、5月の会議で「協働事業の事例検討」について協議を行いました。前回は「なぜ、協働が必要なの？」について紹介しました。今回は、「まちづくり条例と総合計画・町民憲章との違い？」について紹介します。

町が、まちづくりを進めていくための政策大綱として総合計画があり、これは目指すべき将来像とそれを実現する政策を体系化したものです。

これに対して、まちづくり条例は、そうした政策を推進していく過程（立案・実施・評価）全体にわたって貫かれる町政運営の原則を定めるものです。

言わば、総合計画が「何の」施策を推進するのかを表すのに対して、まちづくり条例は「どうやって」施策を推進するのかを表しているものと言えます。

まちづくり条例が理念のみを規定したものであれば、町民憲章とさして変わりはないかもしれません。一方、具体的な制度だけを規定したものであれば、「条例」とする意味がなくなります。

まちづくり条例は、理念、制度をともに盛り込んだ条例であり、町民憲章とは性格を異にするものです。

町民憲章との違い

町民憲章は、町民に対して一定の行為（道徳的・日常的行動規範）を求めることはあっても、**町民の権利や具体的な制度に言及していません。**ここにまちづくり条例との違いがあります。

総合計画との違い

総合計画は、まちづくりの理念・目標を定めており、まちづくり条例に似通った点もあります。しかし、総合計画は、行政が行おうとする**政策の集合体**であり、**政策を執行する**上での規範です。まちづくり条例は**「政策を推進するための制度」**における規範であるため、別の性格として位置づけられます。

町長室の窓

No. 122

野山の青さが一層深みを増し、田んぼが緑のジュータンに変わりました。季節の移ろいを肌で感じながら、私は今日もウォーキングで爽快な汗を流しています。うれしいことに最近、町内でもウォーキングやジョギング愛好者が増えています。健康のため、適度な運動を継続することが大切です。間違っても「健康のためなら死んでもいい…!?」なんて張り切らないように。

さて、今月は〝健康・長寿のまち〟に向け、本町の現状と課題、そしてお願いです。

まずは、国民健康保険（国保）事業です。今、町は国から高額医療費市町村の指定を受け、目下、事業安定化計画を策定し、医療費の適正化に努めているところです。本町周辺は医療機関に恵まれているため受診機会も多く、一人当たりの医療費はどうしても全国平均より高くなりがちです。さらに、特徴的なことは60歳以上で循環器系の疾病が多く、高血圧性疾患が突出していることです。まさに生活習慣病に起因するものと言えます。

『三方良し』

次に、介護保険事業です。介護認定者の増大とともにサービス給付費も増加の一途をたどっています。制度が始まった平成12年度の事業会計が5億6千万円であったものが、本年度は11億7千万円と、実に2倍以上になっています。問題は、医療にしても介護にしても、こうした費用の増大が結局保険料（税）にハネ返ることです。町としても、膨らみ続ける医療費や介護費用に歯止めをかけ、皆さんの負担がこれ以上重くならないよう、様々な施策を講じているところです。

保健センターが実施している生活習慣病予防のための特定健診（受診率はまだ20％台）や保健指導、疾病の早期発見、早期治療のための各種検診など、是非、お誘い合わせの上受診されますようお願いします。また、いろいろな介護予防事業や健康づくり教室など、皆さんの積極的な参加を期待しています。

近江商人の哲学に『三方良し』があります。「売り手良し、買い手良し、世間良し」です。商売は自分だけが儲かってもうまくいかない。相手も満足し、社会全体の利益にもかなってはじめて持続的繁栄が可能なことを教えています。医療・介護の面でも、この『三方良し』の精神にあやかって「本人良し、家族良し、町（財政）も良し」で、健康・長寿を喜び合える平生町！　といきたいものです。

山田健一

山口県くらしの安心推進員

平成24年度の「山口県くらしの安心推進員」として、有馬佐登美さん（写真）が、県知事から委嘱を受けました。

「山口県くらしの安心推進員」とは、県民との協働により悪質商法による被害の防止を図るもので、高齢者への「声かけ」やトラブルの通報などのさまざまな活動を行います。

有馬さんにおかれては、任期となる年度末までの間、県民の消費生活の改善に向けてご尽力いただきます。

大規模な土地取引には届出が必要です

土地の投機的取引や地価の高騰の抑制、乱開発の未然防止のため、一定面積以上の土地取引については、国土利用計画法により契約後一定期間以内の届出が必要です。

●届出の必要な土地取引（平生町の場合）

【面　　積】5,000㎡以上

【取引内容】売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有部分の譲渡、地上権・賃貸権の設定または譲渡、予約完結権・買戻権の譲渡　など

●届出時期

契約後２週間以内

●届出をする人

土地の取得者（買主）

●届出をしないと

届出をしなかったり、偽りの届出をすると、６カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

■問合せ先

町役場建設課
☎（56）7118
山口県地域政策課
☎083（933）2532

町民課の窓口延長サービス

●毎週金曜日、町民課の窓口は午後６時30分まで（年末年始、祝日を除く）
●交付できるもの：住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証、印鑑証明書
※戸籍について、古い戸籍（除籍・原戸籍）は除く

まちの話題

トマトの苗の植え付け

４月30日、大野公民館で自然体験学習が開催され、子どもたちがトマトの苗の植え付けを体験しました。植え付けたプランターは各自で持ち帰ってお世話をし、７月ころには実がなるそうです。

また、その後は交通安全啓発のための看板をみんなで作成しました。この看板は、次回の自然体験学習の際に設置するそうです。

◁トマトの苗の植え付け

▽交通安全看板の作成

戦没者追悼式

５月８日、町武道館で戦没者追悼式が執り行われました。

式では、多くの方々からの追悼のことばが述べられるとともに、会場を訪れた遺族や関係者の方々による献花が行われ、戦争で失われた535柱の尊い命をしのびました。

きてみて！味噌づくり

５月16日、「きてみて！ひらおの会」主催の味噌づくり体験が平生味噌加工場（大野南）で始まり、町内外から11人が参加しました。（全３日間）

この日の工程はこうじの仕込みで、蒸した米にこうじ菌を混ぜ込む作業を行いました。

３日目にはこうじと煮た大豆を合わせて寝かせ、完成は半年後。完成した平生の味噌は、参加者の元に届けられます。

第５期体験農園 開園！

４月28日、第５期目となるひらお農業体験農園が開園しました。

大野南上・下自治会館で行われた開園式では区画の場所決めや今後の栽培スケジュールの説明などが行われました。

その後は早速農園に移動し、第１回講習会が開催され、参加者は土づくりを体験しました。

歩け歩け大会

４月29日、歩け歩け大会が開催されました。

大人と子どもを合わせた約130人の参加者は、町体育館を出発し、阿多田公園までの片道4.5㎞の道のりを歩きました。

目的地となった阿多田公園では、ニュースポーツ、大声大会、太極拳などが行われ、参加者は青空の下で開放感を味わいました。

おいでませ！山口イヤー
観光交流キャンペーン（～８月）
【ホームページ】http://www.oidemase.or.jp/cp2011-2012/

古地図を片手に維新ゆかりの地を巡る「ディスカバー！長州ウォーク」、ＳＬやまぐち号や山陰観光列車 みすゞ潮彩などで周遊を楽しむ「やまぐち鉄道の旅　キャンペーン」 など、期間中は各地でさまざまなイベントが開催されます。

～みなさんもお誘い合わせの上、ぜひ参加してみませんか！～

春の叙勲

◇瑞宝単光章（消防功労）

元 平生町消防団分団長　**赤道 良雄 さん**

赤道さんは、昭和45年に平生町消防団に入団以来、41年以上の長きにわたり民生の安定に貢献されました。

平成10年からは第４分団の副分団長、平成15年からは分団長として、団員の統括、指導、育成にあたり、高い統率力を発揮。赤道さんの生来の献身的な性格と、率先して第一線に立つ果敢な行動は他の団員の模範となるもので、団の運営と発展に大きな功績を残されました。

◇瑞宝単光章（消防功労）

元 平生町消防団副本部長　**金岡 義人 さん**

金岡さんは、昭和26年に平生町消防団に入団以来、56年以上の長きにわたり自治体消防の団員として活躍されました。

入団当時は消防機材や施設が不十分な時代でしたが、金岡さんは機械類への精通が深く、機材の操作や整備、機器配備の進言などにより、団の機器整備に大きな功績を残されています。また、平成３年からは副本部長として、団員の指揮に卓越した手腕を発揮されました。

花いっぱい運動に向けて

５月23日、平生小学校５年生の児童が、花いっぱい運動に使用する約１万２千株の花の苗をポットに移植する作業をお手伝いしました。

児童たちは、他の参加者とふれあいながら、花いっぱいのまちづくりに貢献しようと、一生懸命活動していました。

フラワーベルト

５月19日、「フラワーベルト 春の植栽」が行われ、多くの人が植栽に参加しました。

この日植えられたポーチュラカやマリーゴールドなど約１万株の花々は、県道伊保庄平生線を中心とした道路沿いを花の帯で彩ります。

硬式テニス教室

５月23日、勤労青少年ホーム主催の硬式テニス教室が開講しました。

講師は平生町硬式テニス連盟のみなさんで、日程はこの日を含む全７回。10名の受講者は、楽しく試合ができることを目標に練習を重ねます。

町民軟式野球大会

５月20日、町民軟式野球大会が開催され、参加した７チームによる熱戦が繰り広げられました。

試合の結果は次のとおりです。

◇**優　勝**　泉土木ＣＴドジャース
◇**準優勝**　ケッコルズ

【平生町観光キャッチフレーズ】“キラメキの瀬戸の眺めにおいでませ　明日は歴史と会える町”

■問合せ先
町保健センター　☎（５６）７１４１

こんにちは保健師です　No.612

あなたの歯とお口の調子はいかがですか？
～お口の中から健康づくりを始めましょう～

自分の歯で、毎日食事をおいしく食べることは心と体の健康を保ち、人生をよりいっそう豊かなものにしてくれます。

私たちが、毎日何気なく行っている「おいしく食べる」「楽しく話す」「おもいっきり笑う」ことは、口の機能が正常で体が健康だからこそできることです。

歯の状態が悪いと、十分に栄養が取れないため体力や免疫力が低下し、さまざまな病気や症状を引き起こします。

あなたの歯と口はいかがですか？　歯と口を守るポイントはライフステージごとに異なり、それぞれに応じたケアが必要です。

「かめる」人ほど元気で長生きの人が多いようです。子どものころから歯を大切にする習慣を身につけ、大人になってもその習慣を継続し、歯の健康を守りましょう。

乳幼児期

●よくかむことを教えよう
あごや歯はよくかむことで正常に発達します。かみごたえのある物を与えましょう。

●乳歯を虫歯にしない
歯みがきなどで大人がケアし、乳歯を虫歯から守りましょう。

●規則正しい生活を
乳幼児期の食事・生活習慣は将来の健康を左右します。規則正しい生活で虫歯を予防し、糖分の少ない食事・間食を心がけましょう。

学童期・思春期

●永久歯を大切に
生え始めの永久歯、特に６歳臼歯は虫歯になりやすいので注意しましょう。

●適切な矯正治療を
歯並びやかみ合わせが悪いと、あごの機能や歯の健康に悪影響を及ぼします。時期を見極め、歯科医に相談しましょう。

●鼻呼吸の訓練を
口呼吸は歯並びを悪くし虫歯のリスクを高めます。早めに鼻呼吸に改善しましょう。

成人期

●歯周病を予防しよう
成人の80％以上は歯周病で大人が歯を失う最大の原因です。歯みがきや食事などで歯周病を予防しましょう。

●虫歯対策も忘れずに
大人になっても90％以上の人が虫歯になります。大人も子どもと一緒に歯みがきやフッ素の利用などで虫歯を予防しましょう。

●定期健診と早期治療を
年２～３回の歯科健診で歯を守りましょう。

高齢期

●残った歯を守る
自分の歯が20本あれば何でも食べられ、全身の健康保持につながります。歯みがきで残った歯を守りましょう。

●誤嚥（ごえん）性肺炎を予防する
歯周病菌が付着した食べかすや唾液が気管に入ることで発症し、死にもつながる怖い病気です。口腔ケアでしっかり予防しましょう。

●入れ歯や健口体操で口の機能を回復
歯を抜けたままにしておくと、上下のかみ合わせが悪くなり、かむ力が弱くなります。入れ歯でかむ力を回復しましょう。また、口の周囲の筋肉を動かす健口体操で、舌がよく動くようになり、唾液の分泌が促されます。

おすすめメニュー

サラサラサラダ

平生町食生活改善推進協議会

今が旬のアスパラガスは、茎が太いほど甘くて柔らかです。時間とともに固くなってしまうので、生のままでの保存には向きません。固めにゆでて冷凍庫で保存するとよいでしょう。

《材　料》　４人分

紫玉ねぎ	1/2個	A ごま油	大さじ1/2
アスパラガス	６本	A しょう油	大さじ1,1/2
もやし	１袋	A 砂糖	大さじ1/2
かにフレーク	１パック	A 酢	大さじ１
わかめ（乾）	１０ｇ		

《作り方》
① 紫玉ねぎは薄くスライスして水にさらす。
② アスパラガスはゆでて斜めに切る。
③ もやしはゆでる。
④ わかめは水で戻し、一口大に切る。
⑤ ①～④、かにフレークをＡで和える。

～６月は食育月間～
家族や仲間といっしょに楽しく食卓を囲みましょう

No.200

生涯学習推進だより

絵本で結ぶ親子・家族・地域の絆

平生町おはなし会

平生町おはなし会は今から24年前に発会しました。平生図書館を活動拠点として、毎月第2水曜日に未就学児童、第3土曜日に乳幼児～小中学生を対象にして絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊び、折り紙等を行っています。

また、平生小学校・佐賀小学校に赴き、朝学習での読み聞かせ（週1回1年生対象）や昼休みの読み聞かせ（月2回）も行っています。その他にも、年に1回程度子育て支援センターを訪問して絵本の紹介をしたり、中央公民館まつりで大型紙芝居をしたりしています。20代～60代の15名のスタッフで楽しみながら活動しています。

絵本は魔法です。絵本の読み聞かせでは、それまで私語の多かった子どもたちは、お話に入った瞬間、ピタッと収まってシーンと静まります。絵本には人の心をとらえて離さない力があるようです。読み聞かせの時間は子どもたちと絵本の世界に遊ぶ至福の時間です。

ところで、どうして子どもに絵本がよいのでしょうか。読み聞かせについてよく聞かれる質問を紹介します。

―読み聞かせの効果は？

親子の触れ合いにより信頼関係が築かれます。また、子どもの基礎能力（想像力・思考力・集中力・表現力）や、子どもの心の発達を促します。また、他人を思いやる心や愛情、勇気、自立心を育て、思春期を生き抜く力を身につけ、自分の人生を決断していく力になります。

―どんな読み聞かせがよいのでしょうか？

自分の好きな絵本を子どもと一緒に楽しみましょう。読むときは絵本に忠実に、特別な声色を出さないで自然体でゆっくり読むのがよいでしょう。

子どもがお気に入りの絵本を繰り返し持ってきても何度も読んであげましょう。読んだ後は、感想は聞かずに余韻を子どもにゆだねましょう。子どもの自主的な質問には楽しく答えてあげましょう。

このように、読み聞かせは絵本を通して子どもの心を抱きしめる、親から子への愛情表現です。効果をすぐに期待しないで継続しましょう。

言葉に対して愛情や信頼をもった子どもは必ず本好きになります。本が好きな子どもは人を、自分を好きになり、生きることを大事にします。親子で絵本を読んでいると子どもはもちろん、親も家族も絵本から優しさをもらいます。心が癒され子どもがいとおしくなります。すると地域の子どもにも優しい声かけができ、優しい声かけが自然に広がって地域が明るくなっていきます。

絵本を通して親子、家族、地域の絆を深めていってほしいと思います。

■問合せ先
町教育委員会 社会教育課
☎（56）6083

平生町生涯学習推進マスコット「マナビット」

図書館だより

暮らしの中に図書館を!!

平生図書館　☎（56）2310
【開館時間】午前9時～午後5時15分

ご自宅からインターネットを利用して予約・検索できます♪
http://www.library.town.hirao.lg.jp または 町公式ホームページからアクセス

新着図書の紹介

図書の一部を紹介します。

《一般書》

ペトロ
今野 敏 著

レディ・マドンナ
小路 幸也 著

江戸へ吹く風
岩井 三四二 著

「そこそこ」でいきましょう
岸本 葉子 著

サファイア
湊 かなえ 著

《児童書》

ダヤンと恐竜のたまご
池田 あきこ 著

世界の果ての魔女学校
石崎 洋司 作

かみさまはいるいない？
清川 あさみ 絵／谷川 俊太郎 文

いろいろおふろはいり隊！
西村 敏雄 絵

おかあちゃんがつくったる
長谷川 義史

話題の本

『よろしくともだち』
降矢なな 絵、内田麟太郎 作（偕成社）

コダヌキはキツネたちとあそびたいのだけれど、オオカミが怖くてなかなか仲間に入れません。

それを知ったオオカミは落ち込み、笑顔の練習をするのですが…。

休館日　6月… 18日(月)、25日(月)、30日（土／月末整理日）
7月…2日(月)、9日(月)

平成24年度特別展示「水墨画展」開催　≪6月23日(土)～7月22日(日)≫

【会場】町歴史民俗資料館付属展示室　【開館時間】午前9時～午後4時　【休館日】6月25日(月)、7月2日(月)、9日(月)、16日(月)、17日(火)

シリーズ

正しい知識で安心な消費生活

山口県消費生活センター　電話 083(924)0999

子どもの携帯電話のトラブルを防ぐ

相談　子どもに携帯電話を持たせようと思うのですが、どのような注意が必要でしょうか？

アドバイス　携帯電話を持たせる場合は、有害情報へのアクセスを制限するフィルタリング機能や使いすぎを防ぐ時間制限機能の活用などが重要です。

◆◇ワンポイント◇◆

フィルタリング機能は、子どもが違法・有害なサイトを見ないようにするだけでなく、そこへのアクセスから発生する、不当な高額請求や迷惑メール受信などのトラブルを回避できます。この機能には、健全なサイトのみにアクセスできる「ホワイトリスト方式」と、有害サイトにはアクセスできないようにする「ブラックリスト方式」があります。

また、夜間から早朝にかけて、すべてのサイトへのアクセスを停止する「時間制限」もありますので、有効と思われるものを選択し、活用してください。

ただし、それらでトラブルを完全に防げるわけではありません。保護者自らが携帯電話の必要性と危険性を認識した上で、子どもに理解させるようにしましょう。

柳井警察署だより

不法滞在　不法就労　の防止に ご理解とご協力を！

我が国の不法滞在者数は約９万～10万人と推定されています。

○不法滞在者の多くが不法就労

○その背後には、斡旋ブローカーや暴力団の影

○その結果、過酷な労働条件
・低賃金　・長時間労働
・劣悪な居住環境　など

○更には、過酷な労働条件が国際問題に発展

○不法滞在者の一部は、外国人窃盗団などの国際犯罪組織に関与

○その結果、我が国の治安悪化要因

「不法滞在」や「不法就労」に関する情報がありましたら、柳井警察署か最寄りの交番・駐在所へお知らせください。

【交通安全標語】　*いそいでも　かならずかくにん　みぎひだり*　（平成24年「交通安全年間スローガン」）

休日や平日夜間の医療案内

◇診療は、あくまで応急的診療であり、専門的な診療は受けられない場合があります。

■柳井地域休日夜間応急診療所
柳井市中央１丁目５番３号
☎（２２）９００１（下記診療時間内）

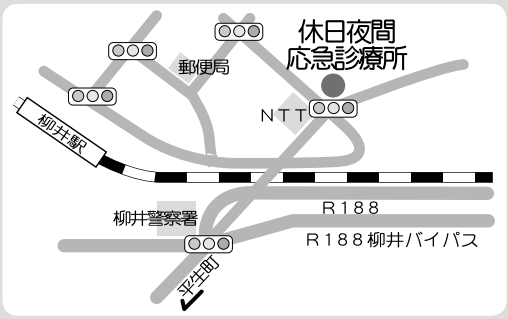

区分	診　療　日	診療時間（受付）
休日昼間	日曜日・祝日 盆（８月15日） 年末年始 （12月30日～１月３日） ※これらの日の夜間診療はありません	午前９時～12時 （午前11時30分まで） 午後１時～５時 （午後４時30分まで）
平日夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません	午後７時～10時 （午後９時30分まで）

人権行政相談　※相談無料・秘密厳守

◆相談内容　人権に関わる悩みや困りごと、行政全般についての苦情、相談並びに意見や要望などについて
◆相談日　毎月第２月曜日（休日の場合は翌日）
【時間・場所はまちのカレンダーでご確認ください】
◆相談員　人権擁護委員、行政相談委員

日本赤十字　竜巻災害義援金

５月６日に茨城県や栃木県などで発生した竜巻災害に対し、被災者の生活再建の一助とするため義援金を募集します。皆様の温かいご支援をお願いいたします。なお、受付期間はともに７月31日㈫までです。

■ 茨城県竜巻災害
【義援金名称】
茨城県竜巻災害義援金
【郵便振替】
口座番号：００１９０－９－７７１
加入者名：日赤茨城県支部茨城県竜巻災害義援金

■ 栃木県竜巻災害
【義援金名称】
栃木県竜巻災害義援金
【郵便振替】
口座番号：００１４０－６－７７６
加入者名：日赤栃木県支部栃木県竜巻災害義援金

※ゆうちょ銀行・郵便局窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。また、受領証の発行を希望される場合は、その旨を通信欄にご記載ください。

柳井健康福祉センター相談日

〔柳井市古開作／☎（２２）３６３１〕

●骨髄バンク登録検査《要予約（前日まで）》
７月11日㈬　９：00～10：00
●Ｂ・Ｃ型肝炎抗体検査《要予約（前日まで）》
７月11日㈬　10：00～10：30
●ＨＴＬＶ－１抗体検査《要予約（前日まで）》
７月11日㈬　10：30～11：00
●発達クリニック《要予約（１週間前まで）》
７月12日㈭　13：00～16：00
●不妊専門相談《要予約（前日まで）》
７月20日㈮　15：00～17：00
●ＨＩＶ抗体検査《要予約（当日まで）》
※当日検査結果がわかります
７月11日㈬　14：00～16：00
●思春期・ストレス相談《要予約（前日まで）》
６月22日㈮　10：00～15：00
●心の健康相談《要予約（１週間前まで）》
７月17日㈫　13：00～14：00

こころの救急電話相談

山口県精神科救急情報センター

☎ 0836（58）4455（24時間対応）

内容：精神病、うつ病など、こころの病気による混乱した言動・ひきこもり・自殺願望など

小児救急電話相談

受付時間
毎日 午後７時～11時

☎ #8000 または ☎083（921）2755（携帯電話も可）

内容：15歳未満の子どもの急患や疾病に関すること

月間火災・救急発生状況
（４月）資料：柳井地区広域消防組合

	火災			救急
	建物	山林	その他	
管内	3	0	3	252
平生町内	0	0	0	34

月間交通事故発生状況
（４月）資料：柳井警察署

	発生件数		死者（人）	傷者（人）
	人身	物損		
管内	21	153	0	22
平生町内	4	17	0	4

まちの人口

４月30日現在の住民基本台帳記載人口。
（ ）内は前月対比。

世帯数	5,612 世帯	（＋28）
人口	12,959 人	（＋28）
うち男	6,165 人	（＋10）
女	6,794 人	（＋18）

今月の納税【６月】　納期限７月２日

町県民税　　第１期

☆完納で育てよう明るい平生町☆

◎便利な口座振替も利用できます◎

問合せ先　税務課【町税】☎（５６）７１１４

〔ミュージックチャイムの曲名〕
６：00　富士山　　12：00　平生町の歌　　17：00　夕やけこやけ

Information

じょうほうでんごんばん 情報伝言板

試験・募集

国税庁 税務職員募集

●受験資格
　平成21年4月1日以降に高等学校を卒業（見込みを含む）
●申込受付期間
【インターネット申込】6月26日㈫～7月5日㈭
【郵送・持参申込】7月2日㈪～10日㈫（期間内消印有効）
※詳しくはお問い合わせ、または国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）でご確認ください。
問光税務署 総務課
☎0833（71）0166
※音声ガイダンス「2」

山口県職員採用試験

　次の試験区分について7月13日㈮から受験案内・申込書の配布が開始されます。
●試験区分
　短大卒業程度試験／高校卒業程度試験／警察官（男性）（A）試験（第2回）／警察官（女性）（A）試験（第2回）／警察官（男性）（B）試験／警察官（女性）（B）試験／身体障害者採用選考
※詳しくはホームページ（http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a33000/shiken/saiyo-joho.html）でご確認ください。
問山口県人事委員会事務局
☎083（933）4474

自衛官募集説明会

●日時／場所
・7月1日㈰、21日㈯　午後3時～6時／中央公民館
・8月1日㈬　午後3時～6時／佐賀公民館
問自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所
☎（22）8199

放送大学10月入学生募集

　放送大学はテレビやラジオの放送やインターネットを通して学ぶ通信制の大学です。
　働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で幅広い世代、職業の人が学んでいます。
●願書受付期限　8月31日㈮
問申放送大学山口学習センター
☎083（928）2501

消防設備士試験

●試験日／場所　9月2日㈰／下関市、山口市、周南市
●試験の種類　甲種（特類、第1～5類）、乙種（第1～7類）
●受験願書受付期間
【電子申請】6月29日㈮～7月10日㈫
【書面申請】7月2日㈪～13日㈮
※電子申請の詳細については、㈶消防試験研究センターホームページでご確認ください。
問柳井地区広域消防本部予防課
☎（23）7774

火薬類製造・取扱保安責任者試験

●試験日／場所　9月2日㈰／県労働者福祉文化中央会館
●試験の種類　甲種・乙種火薬類取扱保安責任者、丙種火薬類製造保安責任者
●願書受付期間　6月26日㈫～7月5日㈭
※受験願書の請求など、詳しくはお問い合わせください。
問㈳山口県火薬保安協会
☎083（925）2649

講座・講習

下水道排水設備工事責任技術者更新講習

●日時　9月25日㈫　午前9時30分～12時
●場所　山口県セミナーパーク
●対象　平成19年に資格を取得した責任技術者
●申込期間　7月5日㈭～26日㈭
問申町役場建設課
☎（56）7118

防火管理者資格取得講習会

●日時　7月24日㈫　午前9時～午後5時、7月25日㈬　午前9時～12時（2日間）
●区分　甲種防火管理新規講習
●場所　柳井市文化福祉会館
●費用　3800円（テキスト代）
●申込先・申込書設置場所
　柳井地区広域消防本部予防課、柳井消防署または最寄りの出張所 ※申込書はホームページ（http://www.yanai119.jp）からもダウンロードできます。
●申込受付期間　6月18日㈪～7月6日㈮
問柳井地区広域消防本部予防課
☎（23）7774

安全衛生講習会

◇床上操作式クレーン技能講習
●日程（場所）【学科】7月5日㈭、6日㈮（ホテル松原屋）【実技】7月7日㈯、8日㈰、14日㈯、15日㈰の内1日（㈱日立製作所笠戸事業所内）
●申込期限　6月22日㈮
◇小型移動式クレーン運転技能講習
●日程（場所）【学科】7月9日㈪、10日㈫（ホテル松原屋）【実技】7月11日㈬～13日㈮の内1

< 以下は広告欄です >

広報ひらおでは、広告掲載事業による有料広告を掲載しています。

山口県人権推進指針が改定されました

「山口県人権推進指針」が社会情勢の変化や新たな人権課題等を踏まえ、今年の３月に改定されました。

改定のポイントは下記のとおりです。

1 基本理念　憲法に定める諸権利に係わって様々な人権課題が存在していることが明示されています。

2 キーワード　「じゆう（自由）」「びょうどう（平等）」「いのち（生命）」の３つとして、各々のキーワードの説明がより分かり易くなっています。

3 施策の推進　基本的人権尊重の視点から捉え、理解を深めることを基本として、学校や地域社会における取組について充実されています。

4 分野別施策の推進　指針全体を見渡し易くするため、一括して掲載されています。

5 推進体制　自主的な取組の支援として条件整備が明記されています。

この「山口県人権推進指針」については、町役場総務課、町教育委員会、または町内の公共施設で閲覧できますのでご覧ください。（県のホームページでもご覧いただけます。）

■問合せ先　町役場総務課　☎（５６）７１１１

技能向上訓練

◇「第二種電気工事士（技能試験対策）」講習（定員30名）
●日時　７月11日㈬～13日㈮、17日㈫～19日㈭の６日間　午後６時～９時
●場所　東部高等産業技術学校
●内容　国家資格である第二種電気工事士の技能試験受験のための対策講習
●受講料　１５０００円
●申込期限　６月25日㈪

◇「パソコン・Auto-CAD（初級）」講習（定員12名）
●日時　７月11日㈬～13日㈮、17日㈫～19日㈭の６日間　午後６時～９時
●場所　東部高等産業技術学校
●内容　Auto-CADを使用して、機械製図に関連した作図を行いながら基本知識と操作方法を習得する
●受講料　９０００円
●申込期限　７月２日㈪
問申東部高等産業技術学校　☎０８３４（２８）２２３３

◇玉掛け技能講習
●日程（場所）【学科】７月23日㈪、24日㈫（ホテル松原屋）【実技】７月25日㈬～27日㈮の内１日（鋼鈑工業㈱玉鶴工場）
●申込期限　７月６日㈮
問申㈳山口県労働基準協会下松支部　☎０８３３（４１）３５１０

日（東部高等産業技術学校）
●申込期限　６月29日㈮

お知らせ

労働保険の年度更新手続

事業主の皆様は、労働保険の年度更新手続を７月10日㈫までに行ってください。
※電子申請・納付もできます。
http://www.e-gov.go.jp/
◎申告書受付相談会
●日時　６月27日㈬、28日㈭午前10時～午後３時
●場所　柳井市文化福祉会館
問山口労働局労働保険徴収室　☎０８３（９９５）０３６６

看護職再就職支援セミナー

●日時　７月22日㈰、23日㈪（２日間※１日のみの参加も可）午前９時30分～午後３時
●場所　周東総合病院
●対象　助産師・看護師免許を有し、病院での看護業務に興味のある人
●募集人数／費用　10名／無料
●申込締切　７月16日㈪
問申周東総合病院　看護部長室（担当：金子・森田）　☎（２２）３４５６

相談

不妊専門相談会

●日時　７月20日㈮　午後３時～５時
●場所　柳井健康福祉センター
●専門相談担当者　産婦人科医師　伊藤淳先生（徳山中央病院）、臨床心理士・生殖心理カウンセラー　今井佳子先生
●相談内容　不妊に関する相談、不妊治療に関する情報提供など
※秘密は固く守られます。
●費用　無料
●申込方法　電話予約
●申込期限　７月13日㈮
問申柳井健康福祉センター　☎（２２）３６３１

イベント

「伝統芸能フェスタ」開催 入場者募集

●日時　７月22日㈰　午後２時開演（午後１時30分開場）
●場所　県教育会館（山口市）
●内容　山口県、山東省、慶尚南道の５団体が踊りを主体とした伝統芸能を披露
●費用　無料 ※要入場整理券
●応募方法　「希望人数（１通につき２名以内）、郵便番号、住所、氏名、電話番号」を記入の上、はがきまたはＦＡＸで申込み
●募集期限　７月８日㈰（消印有効）※応募多数の場合は抽選
問申三県省道民俗文化芸術交流事業実行委員会（山口県文化振興課内）
〒753-8501 山口市滝町１－１
☎０８３（９３３）２６１０
FAX０８３（９３３）４８２９

＜ 以下は広告欄です ＞

まちのカレンダー

《6月16日～7月15日》

6　月

16 (土)	体育館開放日（午前中） 町子ども会そうさく活動（9:30 ／保健センター） 古文書輪読会 (9:45 ／平生図書館) おはなし会 (14:00 ／平生図書館)
17 (日)	第 16 回平生カラオケ同好会親睦発表会 （11:30 ／町武道館）
18 (月)	
19 (火)	育児学級 (10:00 ／保健センター)
20 (水)	マロニエ会 (9:30 ／保健センター) こころの健康相談･いこいの場 (13:30 ／保健センター)
21 (木)	佐賀公民館ふれあい交流会（10:00 ／佐賀小学校）
22 (金)	
23 (土)	体育館開放日 (午前中)
24 (日)	
25 (月)	保健センター開放日 (13:00)
26 (火)	
27 (水)	離乳食学級 (10:00 ／保健センター)
28 (木)	緊急地震速報 放送訓練【10:15 ／町内全域】
29 (金)	
30 (土)	体育館開放日 (午前中) パパママスクール (13:30 ／保健センター)

7　月

1 (日)	
2 (月)	
3 (火)	育児学級 (10:00 ／保健センター) 社会を明るくする運動推進大会 (13:30 ／町役場本庁)
4 (水)	マロニエ会 (9:30 ／保健センター)
5 (木)	
6 (金)	
7 (土)	
8 (日)	
9 (月)	人権行政相談 (10:00 ／中央公民館、13:00 佐賀公民館)
10 (火)	てくてく親の会 (13:30 ／保健センター) あすなろ会(介護者家族の会)(13:00 ／ふれあいまちづくりセンター(あいあむ))
11 (水)	おひざにだっこの会 (10:30 ／平生図書館) 親しみトーク【町長と語る日】(18:00 ／町役場町長室)
12 (木)	
13 (金)	
14 (土)	
15 (日)	町子ども会発足 50 周年記念行事（予定）

※予定表ですので、日時・場所の変更がある場合もあります。

「ゆたかなまちをつくります」ポスター・標語

※学校名・学年は受賞時（平成23年度）のものです。

標語最優秀作品

手をとりあい
みんなでつくろう
ゆたかな平生

平生中学校3年　新原　瞳

ポスター最優秀作品

平生中学校3年　高岡　雪乃

平生町民憲章

わたくしたち　平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。

わたくしたち　平生町民は

1　自然を大切にし　環境をととのえ　美しいまちをつくります
1　スポーツに親しみ　きまりを守り　健やかなまちをつくります
1　思いやりと　感謝の心をもち　温かいまちをつくります
1　勤労をとうとび　活力にみちた　豊かなまちをつくります
1　文化を創造し　若い力を育て　伸びゆくまちをつくります

「広報ひらお」は、環境に配慮した再生紙を使用しています。

緊急地震速報 放送訓練 を行います

6月28日㈭ 10時15分頃

※気象状況などにより、訓練を中止することがあります。

全国瞬時警報システム（ジェイ・アラート）「Ｊ－ＡＬＥＲＴ」を使用し、訓練用緊急地震速報を防災行政無線から放送します。

■問合せ先　町役場総務課 地域安全班　☎（５６）７１１１